

中川村に専門家（司法書士）を派遣しました！ ～続・村内空き家の所有権確認と方針を検討するための相談～

●相談内容

Q₁ 「相続人は相続放棄をしたと言っているが、どの様に確認すればよいか？」

Q₂ 「亡くなった空き家所有者の世話をしてきた甥の息子（相続権はない）には、空き家に対する権利が何かしら発生しないのか？」

Q₃ 「相続人を特定する際の戸籍は何歳までさかのぼって確認するのか？」

●相談状況

A₁ 原則的には、家庭裁判所が発行する相続放棄が受理された証明書を確認家庭裁判所に申述をし、受理されないと正式に相続放棄はできないことを理解していないこともあるので確認は必要



A₂ 状況によっては甥の息子さんも特別縁故者として申立を行えば、相続財産管理人の精算後に相続人がいなかった場合に、権利を主張できる可能性がある。また、被相続人の通帳等を預かっているので、適正に財産処分を行うために、相続財産管理人の選任の申立を行える利害関係人になれる可能性もある。

A₃ 原則的には、生まれてから亡くなるまでの戸籍の確認により親族関係を確認する必要がある



●今後の対応

相続人に適正管理のお願いを送付し、相続財産があることを認識してもらう活用できる空き家なので、相続人の協力を得て何とか流通に載せていきたい